

# 老人デイサービスセンターこしじ 地域密着型通所介護 サービス料金表

(令和5年4月1日改定)

## 1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の「要介護度」に応じたサービス料金をあなたからご負担いただきます。  
尚、負担割合につきましては所得に応じ1割～3割となります。(法定利用料に基づく金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上5時間未満	¥435	¥499	¥564	¥627	¥693
5時間以上6時間未満	¥655	¥773	¥893	¥1,010	¥1,130
6時間以上7時間未満	¥676	¥798	¥922	¥1,045	¥1,168
7時間以上8時間未満	¥750	¥887	¥1,028	¥1,168	¥1,308

## 2. 介護給付サービス加算・減算

下記の表による「加算料金」を、あなたからご負担いただきます。(法定利用料に基づく金額)

入浴介助加算(Ⅰ)	¥40	一般入浴・特殊入浴などの入浴介助を行っています。そのための加算です。
サービス提供強化加算(Ⅰ)	¥22	介護職員のうち、勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上、もしくは介護福祉士の割合が70%以上である場合の加算です。
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	¥85	利用者ごとに居宅を訪問した上で個別機能訓練加算計画書を作成し、その計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合の加算です。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	月 ¥20	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを行う体制を評価する加算です。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	月 ¥100	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し評価し、機能訓練を適切に提供する加算です。
科学的介護推進体制加算	月 ¥40	エビデンスに基づき厚生労働省にデータフィードバックを行う体制を評価する加算です。

## 3. その他介護給付サービス加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×5.9%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に5.9%を乗じて算定される加算です。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×1.2%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に1.2%を乗じて算定される加算です。
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.1%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に1.1%を乗じて算定される加算です。

## 4. 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

昼食 ¥650

(2) おやつ代

おやつ代 ¥40

## 5. 利用者負担金算定例

あなたの、契約期間の最初の月の利用者負担金は、おおむね次のとおりです。

「基本料金・加算料金(介護保険給付対象)」

	提供の有無	基本利用料
基本料金		
入浴介助加算(Ⅰ)	有・無	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	有・無	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	有・無	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	有・無	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	有・無	
科学的介護推進体制加算	有・無	
送迎減算	有・無	
合計		

「実費(介護保険給付対象外)」

	提供の有無	利用者負担金(実費)
食事の提供	有・無	
おやつ代	有・無	

# 老人デイサービスセンターこしじ 地域密着型通所介護 サービス料金表

## (介護予防通所サービス)

(令和5年4月1日改定)

### 1. 介護予防給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の「要介護度」に応じたサービス料金をあなたからご負担いただきます。  
尚、負担割合につきましては所得に応じ1割～3割となります。(法定利用料に基づく金額)

	月額料金(入浴・送迎含む)
要支援 1	¥1,672
要支援 2	¥3,428

### 2. 介護予防給付サービス加算

下記の表による「加算料金」を、あなたからご負担いただきます。

(法定利用料に基づく金額)

	金額(月額)		要件
サービス提供体制加算 I	要支援 1	¥88	介護職員のうち、勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が一定以上の事業所を評価する加算です。
サービス提供体制加算 I	要支援 2	¥176	
科学的介護推進体制加算	¥40		エビデンスに基づきデータフィードバックを行う体制を評価する加算です。
生活機能向上連携加算(II)	¥200		リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し評価し、機能訓練を適切に提供する加算です。

### 3. その他介護予防給付サービス加算

介護職員処遇改善加算(I)	総単位数×5.9%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に5.9%を乗じて算定される加算です。
介護職員等特定処遇改善加算(I)	総単位数×1.2%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に1.2%を乗じて算定される加算です。
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.1%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に1.1%を乗じて算定される加算です。

### 4. 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

昼食 ¥650

(2) おやつ代

おやつ代 ¥40

### 5. 利用者負担金算定例

あなたの、契約期間の最初の月の利用者負担金は、おおむね次のとおりです。

「基本料金・加算料金(介護予防給付対象)」

(1回利用ごと)

	提供の有無	基本利用料
基本料金		
サービス提供体制強化加算(I)	有・無	
科学的介護推進体制加算	有・無	
生活機能向上連携加算(II)	有・無	

「実費 (介護予防給付対象外)」

	提供の有無	基本利用料
食事の提供	有・無	
おやつ代	有・無	